

平成24年6月14日

北海道救護施設協議会長様
北海道老人福祉施設協議会長様
北海道老人保健施設協議会長様
北海道認知症グループホーム協会会長様
公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部長様
北海道デイサービスセンター協議会長様
北海道ホームヘルプサービス協議会長様
北海道身体障害者福祉施設協議会長様
社団法人北海道知的障がい福祉協会会長様
北海道精神障害者社会福祉事業協議会長様
北海道保育協議会長様
北海道児童館連絡協議会長様
北海道児童養護施設協議会長様
北海道母子生活支援施設協議会長様

北海道保健福祉部長

計画停電の実施に備えた医療機関、社会福祉施設及び在宅患者等の対応について

今夏の電力需給見通しは全国的に大変厳しい状況となっており、本年5月18日、国において開催された「エネルギー・環境会議」及び「電力需給に関する検討会合」の合同会合で「今夏の電力需給対策について」が取りまとめられ、北海道においては、各需要家等に対して節電を要請するほか、万が一のセーフティネットとしての計画停電の準備について検討することとされたところです。

今般、道では、万が一の計画停電が実施された場合においても医療機関や社会福祉施設等において、患者や入所者等の生命・健康に支障が生じないよう、適切な準備に努めるとともに、また、人工呼吸器等を使用する在宅患者の対応に万全を期すため、別紙のとおり「計画停電が実施された場合に備えた対応」を取りまとめ、別添写しのとおり医療機関及び社会福祉施設等関係施設における必要な対応について依頼したところです。

つきましては、貴会におかれましても、各会員における積極的な取組について、特段のご配慮をお願いします。

担当（TEL代表 011-231-4111）

- 福祉局施設運営指導課法人運営G 主査（社会福祉法人）佐々木
内線 25-213
- 医療政策局医療業務課医務業務G 主査（医務）栗原
内線 25-350
- 健康安全局地域保健課感染症・特定疾患G 主査（特定疾患）富井
内線 25-520

計画停電が実施された場合に備えた対応

1. 医療機関及び社会福祉施設等における対応

医療機関及び社会福祉施設等(※1)においては、停電時における施設設備や業務への影響について分析を行うとともに、次の点を踏まえ、入院患者・入所者等の安全確保等に支障を生じることのないよう、その対応について事前の準備をお願いします。

- (1) 自家発電装置を有する施設においては、装置の点検及び燃料の確保
- (2) 自家発電装置から電力を供給する設備、医療機器等の確認
- (3) ナースコールや患者モニター等が使用できない場合の看護師、介護職員等による見回りの強化
- (4) 機能訓練、入浴等のスケジュールの変更
- (5) 温度管理に注意を要する医薬品等（保存血液、ワクチン等）の保管方法の確認
- (6) 給食設備が使用できない場合の給食の提供方法の確認
- (7) エレベーター停止による閉じ込めなどの事故防止対策
- (8) その他停電による影響に備えた対応

なお、社会福祉施設等においては、上記の対応に加え、入所者等の健康状態や生活において支障を来すことがないよう、医療機関等との十分な連携を確保するようお願いします。

(※1) 社会福祉施設等とは、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉法及び生活保護法に規定する施設及び事業所であって、利用者が入所又は通所するものをいう。以下、同じ。

2. 人工呼吸器等を使用する在宅患者を診療している医療機関における対応

人工呼吸器や酸素濃縮装置、痰吸引器などの医療機器を使用している在宅患者や施設入所者（以下「機器利用者」という。）を診療している医療機関においては、医療機器メーカーや医療機器販売（賃貸）業者等と十分な連携のもと、機器利用者の生命に危険が及ばないよう、次の対応をお願いします。

- (1) 人工呼吸器等の内蔵バッテリーの有無と持続時間及び作動の確認、外部バッテリーの準備
〔昨年の東日本大震災に関連して、東京電力等において計画停電が実施されたことや、本年4月に診療報酬の「人工呼吸器加算」が改定されていること、また、今夏において本道の電力需給が逼迫することも予想されていることなどを踏まえて、配慮願いたいこと。〕
- (2) 停電等の際の電源異常時アラームの作動の確認
- (3) 蘇生バッグの準備
- (4) 酸素濃縮装置を使用している機器利用者に対する酸素ボンベの配付の確認
- (5) 痰吸引器を使用している機器利用者に対する必要な対応の検討
- (6) 機器利用者に対する医療機器メーカーの24時間相談窓口や、医療機関等の緊急連絡先の周知の徹底
- (7) 機器利用者の状態に応じ、代替機器の貸出や医療機関への一時受入などの準備

3. 市町村及び訪問看護ステーション等における対応

市町村においては、機器利用者の状況等について十分把握し、医療機関等との十分な連携のもと、必要な支援をお願いします。

また、訪問看護ステーション、訪問（居宅）介護事業所（登録特定行為事業者に限る。）及び社会福祉施設等においては、機器利用者を診療する医療機関が実施する上記2の対応が適切に行われるよう、医療機関と十分に連携し、訪問体制を確保するなど、必要な対応をお願いします。

4. 医療機器メーカー等における対応

医療機器メーカー及び医療機器販売（賃貸）業者においては、医療機関、訪問看護ステーション、訪問（居宅）介護事業所（登録特定行為事業者に限る。）及び社会福祉施設等と十分に連携し、上記2の対応が適切に行われるよう、必要な対応を行うとともに、機器利用者の生命に危険が及ぼないよう次の対応をお願いします。

- （1）医師の指示により、外部バッテリーの貸与や酸素ボンベの配付
- （2）医師の指示により、機器利用者の状態を踏まえた適切な機器への速やかな切り替え
- （3）外部バッテリーや酸素ボンベ、代替機器の在庫の確保

5. 医薬品卸売販売業者等における対応

医薬品卸売販売業者及び血液センターにおいては、医療機関等に対し、温度管理に注意を要する医薬品（ワクチン、血液製剤等）に関する品質確保や保管方法等の情報を提供するなどの対応をお願いします。